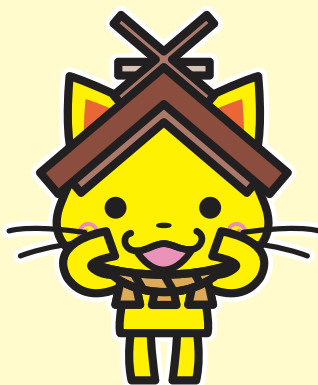


# 島根県最低賃金



島根県観光キャラクターしまねっこ 島観連許諾第7873号

時間額

# 904円

効力発生日  
令和5年10月6日

島根県内の事業場で働くすべての労働者(パート、アルバイトを含む)とその使用者に適用されます。

**確認しよう、最低賃金！**  
使用者も、労働者も、お互いに。

特定最低賃金	時間額	効力発生日
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	1,034円	R5.12. 2
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,010円	R5.12. 9
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	929円	R5.12.10
自動車・同附属品製造業	970円	R5.12.15
百貨店，総合スーパー	905円	R5.12.28
自動車（新車）小売業	960円	R5.11.29

お問い合わせ 島根労働局労働基準部賃金室 TEL0852-31-1158

松江労働基準監督署  
TEL 0852-31-1165

出雲労働基準監督署  
TEL 0853-21-1240

浜田労働基準監督署  
TEL 0855-22-1840

益田労働基準監督署  
TEL 0856-22-2351

業務改善助成金は  
雇用環境・均等室  
TEL 0852-20-7007

経営課題・労務管理の相談は  
島根働き方改革推進支援センター  
TEL 0120-514-925

最低賃金に関する特設サイト  
<http://www.saiteichingin.info/>



最低賃金制度

検索

